平成 26 年(ハ)第 1153 号 慰謝料請求事件 原告

被告

被告

2015年1月23日

八王子簡易裁判所訴訟1係 御中

原告準備書面 6

本訴訟の骨子は、前訴訟事件に於ける被告らの<mark>私文書偽造・偽証</mark>等に拠る、確定判決(既判力)の不当取得(騙取)である。

確定判決の不当取得とは、故意に相手方当事者や裁判所を欺いて、確定判を取得することをいう。

前訴・立川支部は被告吉田との弁論併合を認めなかったが、今回は共同不法行為に 基づく、権利侵害の事実を請求原因として提訴が適った。

その結果、双方被告の認否から解った事件屋の実態が反射的に浮かび上がった、被告小川と被告吉田の主張には、根源的なところで決定的な違いがある。

この点を前訴・中山判決は突いて確定判決としたのである、長年に亘る被告らの虚偽 風説流布に司法の判断が下された、原告には形式的敗訴、実質的勝訴の真に意義 ある訴訟沙汰であった。

敗訴確定した前訴事件であるが、本訴訟はこの無効主張でなく、事件屋ならではの訴訟進行中に起きた、刑事犯罪を共同不法行為として提訴したものである。

■被告小川の準備書面1に対する反論

狡猾な被告は認否を避ける為に答弁書を提出せずに、準備書面と称した落書き書面を提出している。

巻頭に原告を指して、猜疑心・妄想心が激しく物事を自分本位で解釈して、自分の誤りを省みない人である・・これはそのままに被告小川に返上したい。

前訴も本訴も柏市戸籍改ざん事件の真相解明を求めての提訴ではない、主たる原因主張は、被告小川の公序良俗・信義則に反する非人道的・反社会的な被告の資質を 争点として提訴したものである。

前訴の争点

以上、不知とするのは、本訴訟の請求趣旨は、被告に係る戸籍改ざん事件の真相解明を求めたものではなく。

争点A・・戸籍訂正申立を家裁にしているか、否か。

争点B・・被告の荒らし行為から、原告URLはスパム対象にされた。

(1)争点 A 有形偽造

被告小川を装った吉田の作文

(1) 争点 A

- (イ) については事実である。1 週間後の柏法務局担当官の回答は、 特別な事情若しくは裁判所からの命令があれば開示するとのことで ある。
 - (ロ) 家裁と検察に相談に行っている。
- (ハ) 法テラスの担当弁護士は、弁護士なら戸籍の副本の閲覧はできるとのことである。
- (二) 松戸家裁には3回程相談に行っている。平成24年4月7日 松戸家裁の担当官やまとや氏の回答(指導)は"裁判でハッキリしたほうがよい"。とのことである。

平成25年8月9日松戸家裁の受付担当官広瀬氏は裁判で不服の申 し立てをして下さいと追い払われるような有り様である。

上記イ, ロ、ハ, 二について原告は何を言いたいのか?

(2)争点 B プロバイダ 責任制限法 強要罪

インターネット匿名掲示板上での吉田に拠る実名暴き・人格攻撃・個人情報流布を争点として提訴した吉田訴訟、この裁判所の判断は実名公表したと認める証拠はない。 百歩譲って認容するにしても、これは吉田訴訟提起した昨年11月末迄の出来事である。

以上